

## II. 中小企業の経営基盤強化に資する税制

### ○ 中小企業の法人税率の軽減措置の延長

⇒年間800万円以下の所得金額に対して、税率を最大4%軽減する措置が**2年間延長!**

対象	本則税率	軽減税率※4	
大法人 (資本金1億円超)	所得区分なし 23.2%	/	
中小法人 (資本金1億円以下)	年800万円超 の所得金額		23.2%
	<b>年800万円以下 の所得金額</b>	<b>19%</b>	<b>15%</b>
	〃 ※所得10億円超の場合	19%	17%



リーマンショック対応のため導入した措置なので、もう廃止すべき

**商工会議所の強力な要望により  
ほぼ現状のまま延長!  
(中小企業の約99.9%は影響なし)**



←新設

※4: 過去3年平均で所得15億円超の中小企業は本措置の対象外

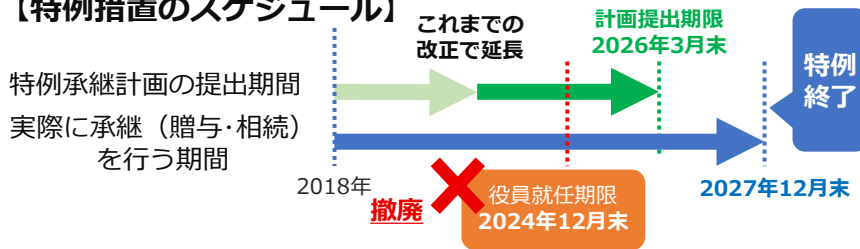
## III. 円滑な経営承継・事業継続に資する税制

### ○ 事業承継税制特例措置における役員就任要件の事実上撤廃 (自社株贈与時)

⇒2024年末まで (特例措置が終了する2027年12月末の3年前まで) に  
後継者を自社の役員に就任させなければならないとする要件が、**事実上撤廃!**  
⇒**新たな手続きなく、株式贈与の直前までに役員に就任すればよい!**



#### 【特例措置のスケジュール】



**商工会議所の強力な要望により  
要件を事実上撤廃!**



#### 事業承継税制(特例措置)とは

先代から非上場自社株を贈与・相続する際の税負担が100%猶予 (要件を満たすと免除) される制度。2027年末までの時限措置。

#### 税制活用までの基本的な手続きの流れ (贈与の場合)

- Step 1: 特例承継計画を都道府県庁へ提出する <2026年3月末まで>  
Step 2: 後継者が自社の役員に就任する <代表取締役就任直前まで>  
Step 3: 後継者が代表取締役に就任し、先代から自社株を譲り受ける <2027年12月末まで>  
Step 4: 認定申請書を都道府県庁へ提出し認定を受ける <贈与を受けた翌年の1月15日まで>

制度紹介チラシ▶



## IV. 地域における民間投資拡大に資する税制

### ○ 地域未来投資促進税制の延長 (3年) ・ 拡充

地域経済牽引事業計画の承認 (申請先: 都道府県) を受け、課税特例の確認を受けた設備投資について、特別償却または税額控除ができる措置が3年間延長。さらに、地域の発展・成長に特に資する分野において10億円以上の設備投資に対する上乗せ措置 (特別償却50%または税額控除5%) を創設

### ○ 中小企業防災・減災投資促進税制の延長 (2年)

事業継続力強化計画等の認定 (申請先: 各経済産業局) を受け、取得した設備に対して取得価格の16%を特別償却できる措置が2年間延長

### ○ 地方創生応援税制 (企業版ふるさと納税) の延長 (3年)

企業が地方公共団体の実施する「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に対する寄附を行うことで、最大で寄附額の約9割まで法人税等の税負担を軽減できる措置が3年間延長



## V. その他

### ○ 防衛力強化に向けた財源確保

2026年4月から法人税額に対し4%を課税 (法人税への付加税)  
ただし、中小企業への配慮措置として税額500万円 (所得2,400万円相当) が控除される  
(※課税対象は全法人の6%弱)